

2026

Center Report

全国センターだより

119
SUMMER

特集

第98回民事介入暴力対策鹿児島大会

第35回暴力追放鹿児島県民大会

講演録

暴力団対策の変化と暴追センターの役割

全国暴力追放運動推進センター

専務理事 田中 法昌

巻頭言 1

更なる連携の強化を！

(公財)長崎県暴力追放運動推進センター
専務理事兼事務局長 田口 晃

講演録 2～4

暴力団対策の変化と暴追センターの役割

(公財)全国暴力追放運動推進センター
専務理事 田中 法昌

特集 5～9

第98回民事介入暴力対策鹿児島大会

第35回暴力追放鹿児島県民大会

講演録 犯罪・暴力を生まない入口「暴排」
スクールカウンセラー 安永 智美

Bridge ～未来へつなぐ架け橋～

CSV × DX 実現に向けた
「SAFE TOWN」の取り組みについて
ー データドリブンによる地域価値創出モデルー

あいおいニッセイ同和損害保険株式会社 ... 10

JR東日本グループの
ガバナンスの取り組みについて

JR 東日本旅客鉄道株式会社 ... 11

コラム 不当要求対策 マニュアルよりも先に動くもの..... 12～13

ある日

- 相談委員としての所感..... 東京都 尾崎 正憲 ... 14
- 暴力団離脱支援と相談員の使命..... 兵庫県 西岡 秀明 ... 15

センターだより／東西南北

- プロスポーツチームと連携した広報啓発活動..... 栃木県 ... 16
- 長野県暴力追放県民センターの活動状況..... 長野県 ... 16
- 現状に対応できる規程の整備について..... 京都府 ... 17
- 暴排施策「こいのぼりプロジェクトじゃ県！」の実施..... 岡山県 ... 17
- 県民一体で暴力排除へー 第16 回徳島県民大会開催... 徳島県 ... 18
- 間違ったら、戻ればいい～離脱・就労に関する動画を作成～... 福岡県 ... 18

【オリジナル漫画】ベンジャミン寺門 19

都道府県センター紹介 20

- (公財)青森県暴力追放県民センター
- (公財)岩手県暴力追放推進センター

更なる連携の強化を！

(公財) 長崎県暴力追放運動推進センター

専務理事兼事務局長 田 口 晃



私は、令和8年3月で長崎県警察を退職し、新たに当センターで勤務することとなりました。この新天地におきまして、心機一転、センターの一員として自らの役割を存分に果たしていきたいと思っております。

まず、当県について簡単に紹介させていただきますと、長崎県は、九州北西部に位置し、五島列島、壱岐、対馬など日本最多の島々を有し、キリシタン関連遺産や産業革命遺産といった世界遺産を複数有し、かつては海外との交流拠点として異国情緒あふれる地域となっております。

この自然豊かな本県において、過去、離島を拠点とする暴力団組織が、利権争いに端を発した抗争事件や殺人事件等の凶悪事件を多数引き起こすなどして、急速に台頭を表し、最終的には県内最大の暴力団組織となったという歴史があります。この当時、繁華街では、連日、組員が徒党を組んで闊歩し、対立する組員同士の小競り合いが頻繁に起きるなど、市民は不安な日々を強いられておりました。

近年の暴力団情勢としましては、全国及び県下の暴力団員数は年々減少傾向にありますが、その一方では、匿名・流動型犯罪グループ等と結託し、違法薬物の密売やニセ電話詐欺、更には強盗事件等の凶悪事件を敢行する等、社会情勢に乗じたありとあらゆる手口での資金源獲得に向けた違法行為を繰り返し、住民の脅威となっているのは間違いありません。

その昔、暴力団を壊滅させるのは、病気の「癌」治療と同じようなものと教えを受けたことがありました。暴力団は日本全体を蝕む社会の癌であり、これを壊滅に追い込むためには、警察の力だけでは到底実現できないということです。一般的に癌の治療においては、内科的な抗がん剤治療と、癌そのものを摘出する外科手術があげられますが、暴力団という癌についても、官民団体等と連携した暴力団追放運動等の地道な活動こそが抗がん剤治療であり、それに加えて外科的な対処として、警察によるあらゆる法令を駆使し徹底して摘発していくという、この両輪がうまく連動することによって暴力団の壊滅が図られるということです。

本県におきましては、平成28年以降、地域の事業者等が一致団結して、暴力団等反社会的勢力からの不当要求等を拒否する等の関係遮断の意思を表明し、その資金源を封圧するため「縁切同盟長崎解援隊」を結成して暴排活動を強力に推進しているところです。

今後とも職員一丸となり、警察・行政・地域が緊密に連携し、暴力団排除の機運醸成と安全な街づくりに向け取組んでいきたいと思っておりますので、皆さまのご指導ご支援をよろしくお願い申し上げます。

講演録

暴力団対策の変化と 暴追センターの役割

4月23日に行われた暴力追放相談委員等研修会での講演です。

講師：全国暴力追放運動推進センター

専務理事 田中 法昌

1

はじめに： 暴対法世代への遺言

私は警察や内閣官房など、様々なところで勤務し、暴力団対策を担当してまいりました。現在は暴追センターの専務理事を務めております。これまでの経験を踏まえ、お話ししたいと思います。

これまでの暴力団対策で非常に画期的だったのが「暴対法(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律)」の制定です。あれから30 数年が経ち、皆さんはまさに「暴対法世代」と言えるでしょう。制定当初、現場の警察官の中には「こんなものができてどうなるんだ」と冷ややかな見方をする者も相当数いました。しかし、その後の進展を見れば、度重なる改正によって事務所の使用制限や、特定抗争指定・特定危険指定などの制度が導入され、非常に有力なツールになったことは間違いありません。昔と比べ、抗争事件があっても一般市民の死傷者がほぼ出なくなったことは、大きな成果だと言えます。

2

暴力団の本質： 思想なき「カネ」への執着

暴力団の歴史を一言で言えば、戦後の山口組が確立されてきた歴史でもあります。警察は必死にトップの検挙や対策を進めてきましたが、依然として暴力団が完全に弱体化した、あるいは資金が枯渇して困り果てているという話は聞きません。非常に悲観的な見方をすれば、日本の組織犯罪の歴史は暴力団が社会に大きな悪影響を与えてきた歴史とも言えます。

なぜ暴力団はなくならないのか。暴力団とは、不法に資金を得るための「暴力組織」です。例えば極左

組織などには、共産主義社会を作りたいといった「思想」が根底にあります。しかし暴力団には思想などありません。「天照大御神」と口では言いますが、本気で信じているわけではない。目的はただ一つ、「カネ」です。トップになる人間は皆、「カネ」への思いだけが異常に強い。

普通に稼げないから不法に稼ぐ。不法に稼ぐために暴力的な組織が必要になる。暴力は外に対してだけでなく、内部に対しても振るわれます。「カネ」目当てで集まった連中はすぐに裏切るからです。その裏切りを防ぐために、いわゆる「擬制的親子関係」という絆で組織を縛ろうとするわけです。結局のところ、暴力団を動かしているのは「人とカネ」であり、組織を弱体化するには「人」だけでなく、「カネ」への対策が不可欠なのです。

3

現場での原体験： ばったりと組織の壁

私が最初に暴力団という存在を強く意識したのは、愛知県警の見習い時代、中警察署での勤務でした。そこには「女子大小路」という名前の通りがあり、夜な夜な客引きが「3,000円で飲み放題」などと言って客を誘っていました。しかし、いざ店に入り飲んで帰ろうとすると、怖いお兄さんが出てきて10万円を請求される。典型的なばったりです。

週末になれば、一晩に5件も6件も被害者が交番に駆け込み、交番の警察官は対応に追われ、本来の地域警察の仕事ができなくなっていました。しかも、被害者の多くは出張中のサラリーマンなどで、「若い女の子に騙された」とは奥さんや会社には口が裂けても言えません。結局、被害者は事件化を望まず、警察官が疲弊し、暴力団側が儲かるだけという悪循環

環が続いていました。刑事課見習い中、署長特命で、恐喝として事件化したのですが、収益は確実に上部に流れているのに、逮捕できるのは下の連中だけ。取調べで「警察に喋れば殺される。恐喝くらい大した刑にならない」とうそぶく彼らを見て、組織犯罪を突き崩すことの難しさを痛感しました。

また、刑事課時代の拉致事件での経験も忘れられません。刑事課長が暴力団幹部と面談し、圧力をかけたところ、翌日「犯人」が出頭してきたのです。彼らは、警察の対応状況などを踏まえ、一課事件(重大事件)に発展して全力で取り締まられるのを避けるため、「組織」を守るための知恵を絞るのです。

4 山一抗争と警察への批判

兵庫県警にいた頃には「山一抗争」がありました。いつどこで銃弾が飛んでくるか分からない恐怖があり、実際に一般市民が誤射されて亡くなる事件も起きました。当時、市民の方から言われた厳しい言葉があります。「警察は暴力団事務所の前に立って、暴力団を守っているだけじゃないか。一般市民の家は守ってくれないのに」。確かに、抗争激化を防ぐために事務所を警戒せざるを得ない面がありましたが、難しい対応であったことは事実です。結局、山一抗争が終わったのは警察の検挙によるものではなく、山口組側が一方的に勝利し、終結を宣言したからでした。

5 捜査上の課題と教訓

銃器対策課長を務めていた時代、日本警察にとって教訓的な事案が発生しました。

北海道警察をはじめ、各地で銃器摘発をめぐる捜査の在り方が問題となる事案が発覚したのです。その理由の一つには、「何としても銃器犯罪を防ぐ」という強い社会的要請があり、現場に過大な負担がかかっていたことがあります。

外国では、身分を秘匿した潜入捜査や、協力者に偽の身分を付与する制度、証言者の負担を軽減する司法取引のような仕組みが法的に整備されています。

一方、当時の日本では、そうした制度的な裏付け

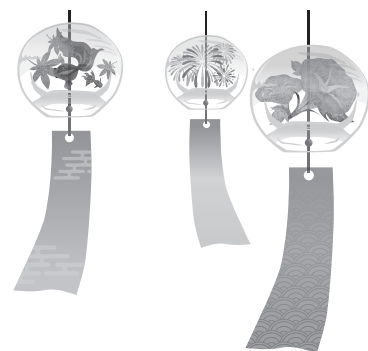
がほとんどなく、現場の努力に依拠する側面がありました。その結果、対応について様々な課題が生じることとなりました。

この経験は、今後の制度整備を考えるうえで重要な示唆を与えるものでした。

6 対策の進化： 官民連携パッケージの確立

捜査だけでは限界がある。そこで私は内閣官房に出向した際、2つの大きな枠組みを作りました。一つは「薬物5か年戦略」です。覚醒剤などの薬物は、警察が検挙するだけでは蔓延を防げません。そこで「密輸阻止(税関<財務省>)」「犯人検挙(警察・厚労省)」「更生支援(法務省)」「教育(文科省)」という4つの柱を立て、政府全体のパッケージとして推進する企画を立てました。これにより、「警察がサボっているから蔓延するんだ」という議論から、社会全体で取り組むべき課題へとシフトさせることができました。

もう一つは「総会屋対策」です。平成9年当時、企業による総会屋への対応の中で資金の流れとの関係が指摘され、大企業が暴力団の資金源となっている状況がありました。このため、経団連などの企業トップを集め、官房長官が直接、資金提供の見直しを働きかけました。こうした取組は、その後の「反社指針」や企業による暴力団排除の動きにつながっていきます。暴力団の資金の流れは、社会や経済活動の中で生じていた側面もあり、その構造を見直し、断っていく戦略が重要であったといえます。



7

広島・福岡での成功：
市民を巻き込む「排除」の力

広島県警時代には、悪質な暴走族対策に取り組みました。暴走族は暴力団にとっての「人材と資金の供給源」です。一方で、対象が「少年」であるがゆえに、警察が強い措置を講じた場合には、過剰な対応ではないかという指摘がなされるおそれもありました。そこで我々は、行政、商工会議所、住民代表、マスコミを巻き込んだ枠組みを作りました。「暴走族を放置している警察が悪い」のではなく、「暴走しているのは自分たちの街の子供たちではないか。皆で抑止していこう」と呼びかけたのです。この官民一体の取り組みにより、深刻だった暴走族問題は1年間でほぼ収束しました。

福岡県警時代に制定した「暴力団排除条例」も同じ考え方です。この条例の第1条には、暴力団対策は「社会経済活動の健全な発展に寄与すること」が目的であると書かれています。つまり、「暴力団対策は経済対策」、「『暴力団対社会』の対立」なのです。実際に、企業誘致が暴力団の抗争によって立ち消えになる事態があり、知事や市長、そして市民の目の色が変わりました。教育の項目を盛り込んだのも、次世代へのアプローチが不可欠だと確信していたからです。



8

結び：
暴追センター相談委員への期待

これまでの歴史が証明している通り、警察の捜査だけでは暴力団問題は解決不可能です。検挙しても、組織が弱ったところに「二の矢、三の矢」の対策を打ち込まなければ、組織は潰れません。そのため強力なツールが「暴対法」であり「暴排条例」です。

特に、事務所撤去訴訟や損害賠償請求は極めて重要です。暴力団員はカネを取られるのを嫌がりません。組長に民事責任を問うことは、組織運営に大きな打撃を与えます。

そして、その最前線にいるのが暴追センターの相談委員の皆さんです。

皆さんは3年以上の実務経験を持つ専門家として、企業や市民の相談に乗り、情報を提供し、講習を行う重要な役割を担っています。受動的な対応にとどまらず、自ら積極的にアウトリーチを行い、一人でも多くの協力者(賛助会員)を増やしてください。

報道の力も活用してください。暴追センターの活動が報じられれば、市民の信頼が高まり、それがまた新たな情報や協力に繋がります。皆さんが「自分がセンターを支えていくんだ」という経営者意識を持って取り組んでいただければ、私も安心して後を託すことができます。ご清聴ありがとうございました。



特集

第98回民事介入暴力対策鹿児島大会 「組長訴訟に向けての関係機関の連携と課題」を追う

| SPECIAL FEATURE |

はじめに：熱気あふれる鹿児島の地で

令和8年5月15日、鹿児島市内において、第98回民事介入暴力対策大会が開催されました。全国から弁護士、警察、暴力追放運動推進センター職員など多くの関係者が参加し、組長訴訟をはじめとする民事介入暴力対策について活発な議論が交わされました。

本大会のメインテーマは「組長訴訟に向けての関係機関の連携と課題」。近年、特殊詐欺が暴力団の主要な資金源の一つとなる中、犯罪収益の剥奪と被害回復を目指す組長訴訟への期待が高まっており、その実効性を高めるための関係機関の連携の在り方について意見交換が行われました。



1. 主催者挨拶：特殊詐欺撲滅への強い意志

開会にあたり、鹿児島県弁護士会の岸本圭市会長は、特殊詐欺事案が全国に被害者が散在しているという特殊性に触れ、被害者が勇気を持って原告となり、地域を越えて結束するためには、各都道府県警、暴追センター、弁護士会の連携が不可欠であると強調しました。

続いて登壇した日本弁護士連合会の松田純一会長は、2025年の全国の特種詐欺被害額が過去最悪の約1,414億円（※SNS型投資・ロマンス詐欺の被害額は、約1,800億円）に達したことに触れ、暴力団が特殊詐欺を主要な資金源としている現状を踏まえ、暴力団対策法に基づく組長への損害賠償請求の重要性を訴えました。

また、九州弁護士会連合会の千野博之理事長は、九州における組長訴訟事案等に触れながら、関係機関の連携がさらに深まることへの期待を述べました。

2. 事例報告・パネルディスカッション

大会では、特殊詐欺や組長訴訟を題材とした事例報告やパネルディスカッションが行われました。

被害者支援や被害回復、証拠収集、被害者保護など、組長訴訟を進める上での実務上の課題について幅広い議論が交わされるとともに、警察・検察・弁護士会・暴追センターをはじめとする関係機関が連

携して取り組む重要性が改めて確認されました。

3. 協議会総括：定着した理論と次なる挑戦

日本弁護士連合会民事介入暴力対策委員会の鶴巻暁委員長は、本大会を締めくくる総括を行いました。

鶴巻委員長は、近年の裁判例を通じて、暴力団対策法における「威力利用」の解釈が整理されつつあることに触れる一方、被害者保護や証拠収集など、なお多くの課題が存在していると指摘しました。

その上で、「組長訴訟は完成されたものではなく、今後も新たな課題に直面する。しかし、被害者救済のため、関係機関が連携しながら柔軟な発想で取り組んでいただきたい」と参加者へメッセージを送りました。



4. 次回・次々回開催地告知

大会では、回りの滋賀大会、次々回の島根大会の開催についても告知が行われ、全国の民暴関係者による連携の輪がさらに広がることへの期待が高まりました。

5. 閉会の辞：鹿児島熱意を全国へ

最後に、第98回民事介入暴力対策鹿児島大会実行委員会の福元紳一委員長が閉会の辞を述べました。

福元委員長は、本大会開催に向け、鹿児島地検、県警、暴追センターなど関係機関と協議を重ねてきた経緯を振り返り、「本日共有された知見を各地へ持ち帰り、一つでも多くの被害救済につなげていただきたい」と述べ、大会を締めくくりました。

おわりに

鹿児島大会での議論は、組長訴訟が単なる民事訴訟の枠を超え、社会全体の安心・安全を守るための官民連携による取組であることを改めて示すものとなりました。

大会を通じて共有された知見や熱意が、特殊詐欺被害の根絶と暴力団排除の推進に向け、全国各地でさらに活かされていくことが期待されます。

特集

第35回暴力追放鹿児島県民大会

| SPECIAL FEATURE |

令和8年5月15日、鹿児島市の宝山ホールにおいて「第35回暴力追放鹿児島県民大会」が開催されました。会場には、県内外から暴力追放運動に携わる関係機関・団体、事業者、地域住民など多くの参加者が集い、暴力団の存在しない明るく住みよい地域社会の実現に向けて、決意を新たにしました。



大会は、鹿児島地区暴力団等排除対策連絡協議会会長企業である株式会社ドコモCS九州鹿児島支店長による開会宣言で幕を開けました。この日は、鹿児島で28年ぶりの開催となる「第98回民事介入暴力対策鹿児島大会」と同時期の開催でもあり、会場には全国からの熱気も感じられました。鹿児島から全国へ、暴力追放の強いメッセージを発信する一日となりました。

第1部では、まず暴力追放活動に尽力された団体・個人への感謝状贈呈及び表彰が行われました。長年にわたり地域や職域で地道な活動を続けてこられた受賞者に、会場から大きな拍手が送られました。暴力追放運動は、華々しい一瞬の運動ではなく、日々の見守り、声かけ、相談、連携の積み重ねによって支えられています。受賞者の姿は、その確かな歩みを改めて感じさせるものでした。

続いて、公益財団法人鹿児島県暴力追放運動推進センター会長、鹿児島県警察本部長、日本弁護士連合会会長から主催者挨拶がありました。挨拶では、全国的に暴力団勢力は減少傾向にある一方で、活動の不透明化、資金獲得活動の多様化、匿名・流動型犯罪グループとの関係など、暴力団をめぐる情勢が複雑化していることが指摘されました。暴力団対策は警察だけで完結するものではなく、暴追センター、弁護士会、行政、事業者、地域住民が一体となって取り組むことの重要性が強調されました。

来賓祝辞、来賓・主催者紹介に続き、第98回民事介入暴力対策鹿児島大会の協議会報告が行われました。報告では、「組長訴訟に向けての関係機関の連携と課題」をテーマに、特殊詐欺をはじめとする組織犯罪の被害回復、証拠収集、被害者支援、関係機関相互の連携のあり方などが紹介されました。暴力団対策というと、ともすれば取締りの場面だけが想像されがちですが、被害を受けた人の生活をどう回復するのか、犯罪収益をどう断つのかという視点も欠かせません。報告は、暴力追放運動が「地域を守る運動」であると同時に、「被害者に寄り添う運動」でもあることを印象づけました。

第1部の締めくくりには、大会宣言が力強く読み上げられました。参加者は、暴力団を恐れない、暴力団を利用しない、暴力団に金を出さないという暴力追放三原則に加え、暴力団と交際しないという姿勢を確認し、県民総ぐるみで暴力団を排除していくことを誓いました。宣言の採択にあたり、会場全体から響いた拍手は、鹿児島の決意そのもののようでした。

第2部では、スクールカウンセラー、公認心理師、保護司として活動されている安永智美氏を講師に迎え、「犯罪・暴力を生まない入口対策は、子どもの健全育成と非行防止」と題した特別講演が行われました。暴力をなくすためには、すでに起きた犯罪への対応だけでなく、子どもたちが犯罪や暴力に近づかない環境をつくることが重要です。講演は、暴力追放運動の視野を未来へと広げる内容であり、参加者に深い示唆を与えました。

【講演録をご覧ください】

今回の大会は、表彰、挨拶、協議会報告、大会宣言、特別講演を通じて、暴力団排除の現在地とこれからの課題を共有する場となりました。鹿児島の地から発せられた「暴力団の存在しない明るく住みよい社会をつくる」という思いは、会場に集った一人ひとりの胸に確かに刻まれました。

犯罪・暴力を生まない入口「暴排」 ～救えたはずの子供たちから託された願い～

令和8年5月15日(金)午後、鹿児島市の宝山ホールにおいて開催された「第35回暴力追放鹿児島県民大会」では、スクールカウンセラー、公認心理師、保護司として活動する安永智美氏を講師に迎え、特別講演「犯罪・暴力を生まない入口暴排は子供の健全育成と非行防止～救えたはずの子供たちから託された願い～」が行われた。



安永氏は、元福岡県警察官。警察官として12年間勤務した後、少年育成指導官、いわゆる少年補導職員として、非行や犯罪に関わった多くの子供たちと向き合ってきた。現在は、スクールカウンセラー、公認心理師、保護司として、子供の命と未来を守るためのアウトリーチ支援に取り組んでいる。

登壇した安永氏は、まず自らの経歴についてこう語った。

「私はもともと警察官でした。けれども、平成8年に警察官の身分を返上し、少年育成指導官になりました。なぜか。子供の手に手錠をかけたくなかったからです。その前に何とか食い止めることができるはずだ。もっと子供たちのそばに行きたい。そう思ったんです」

子供たちからは「子供を守るサポレンジャー・レッド隊長」と呼ばれていたという。警察という存在に身構える子供たちに対し、「私はあなたを捕まえたいのではない。あなたの話を聞きたい。あなたの力になりたい」と伝える。そのための合言葉が「サポートセンターは子供を守るサポレンジャーだよ」だった。「下を向いていた子が顔を上げる。むすっとしていた子が、にやっと笑って『何色なん』と聞いてくる。そこから会話のキャッチボールが始まるんです」

安永氏が講演の中心に据えたのは、「入口暴排」という考え方である。暴力団を排除するためには、すでに組織に入った者への対応だけでは足りない。子供たちが犯罪や暴力団に近づく前に、その入口を閉じることが必要だという。

「今の犯罪者も、暴力団員も、みんな昔は子供でした。生まれながらにして悪いことをする子供なんて、一人もいません。犯罪は、つくられていくんです」

非行少年を生まないことは、暴力団への人的供給を断つことでもある。安永氏は、警察、学校、地域、家庭、福祉が連携し、子供たちを犯罪や暴力の入口に立たせない社会づくりの重要性を訴えた。

講演では、安永氏がこれまで出会ってきた子供たちの事例が紹介された。

薬物に追い込まれた少年

ある少年は、小学生の頃から非行を重ね、暴行、傷害、恐喝、薬物にまで手を染めた。背景には、母親からの壮絶な虐待があった。少年院を出た後、母親は彼を迎えに来たものの、途中で車を止め、「降りろ。甘えるな。一人で生きていけ」と言って彼を置き去りにした。

「彼は言いました。『俺は、ゴミのように扱われ、ゴミのように捨てられた』と」

行くあてもない少年が頼ったのは、中学時代の先輩だった。その先輩はすでに暴力団関係者となっていた。高級車で迎えに来てくれ、住む場所も食べ物も金も与えてくれた。少年は、初めて自分を拾ってくれたその人を「神様」のように感じたという。

しかし、現実とは違った。少年は覚醒剤の売買や犯罪に利用され、失敗すれば暴力を受けた。それでも逃げられなかった。居場所がなかったからである。追い詰められた少年が思い出したのは、13歳の時に聞いた非行防止教室での安永氏の言葉だった。

「サポートセンターは、どんな子も守る。助ける味方だよ。覚えておくんだよ。忘れないで」

少年は命からがら逃げ出し、サポートセンターに電話をかけた。「ゴミのような俺でも助けてくれるんか。本当に俺のことを助けてくれるんか」と。

その後、少年は保護され、犯した罪により再び少年院に戻った。だが、彼は安永氏にこう託した。「俺のこと、忘れんてよ。待っててよ。誰も待ってくれなかったら、俺はまたあっちに行くしかないやん。俺たちが闇の世界に行くのは、好きで行ってるんじゃない。あるべきところに居場所がなかっただけなんよ」

そしてもう一つ、こう言った。

「あの人たちは神様なんかじゃなかった。親と同じ。俺の命と未来を奪おうとした人たちだった。絶対に行くなよって、これから会おう子供たちに伝えてほしい」

安永氏は、「私は子供たちから託された願いの代弁者だと思っています」と語った。

11歳の少女が背負わされたもの

次に紹介されたのは、11歳の少女の事例である。母親の内縁の男、暴力団関係者に連れ出され、2か月間行方不明となった。少女はその間、覚醒剤の運び役をさせられ、性的被害も受けていた。

発見・保護された後も、少女は男をかばった。「私は自分でやった。あの人の情婦なんだ」

11歳の子供が「情婦」という言葉を口にした。その言葉に大きな衝撃を受けた。男から教え込まれていたのである。洗脳が解けるまでには、7年かかったという。

「暴力団は、子供であっても容赦しません。女の子であっても、金のために利用し、傷つける。それが真の姿です」

安永氏は、暴力団を美化するような表現や、危険な憧れを子供たちから取り除くためにも、現実を伝える暴排教育が必要だと強調した。

愛のむちではなく、支える言葉を

また、裕福で教育熱心な家庭の子供が薬物に巻き込まれた事例も紹介された。少年は成績優秀で、難関校から東京大学、司法職を目指していた。しかし、受験のスランプをきっかけに家庭内で追い詰められ、家を飛び出した。そして不良グループに拾われ、薬物に手を出した。

安永氏は、子供がつまづいた時の大人の対応には二つあると語る。

一つは、手を差し伸べる「エンパワーメント」。「大丈夫だよ。頑張っているよ。分かっているよ」と支える関わりである。もう一つは、拳を振り上げる「ディスエンパワーメント」。「何をやっているんだ。もっと頑張れ」と追い詰める関わりである。「どちらの親も、我が子を愛しているんです。けれども、愛情の示し方が違う。大人が『愛のむち』と思っているものは、子供にとってはただのむちです」

少年は薬物によって重い精神疾患を発症し、かつて描いていた進路に戻ることはできなかった。それでも、父親が鑑別所の面会で「すまなかったな。お前の不安や苦しみに気づいてあげられなくて、ごめんな」と謝った時、少年は涙を流した。「もっと早く言ってほしかった。もう一回言ってくれよ」

安永氏は言う。

「子供が立ち直れるとしたら、その根っこにある願いはただ一つです。愛されたいんです」

いじめは犯罪である

講演は、いじめの問題にも及んだ。

「私は、いじめは犯罪だと教えています。叩けば暴行、物を取れば窃盗や恐喝、下着を脱がせれば性暴力、SNSへの書き込みは侮辱や名誉毀損、脅迫にもなります」

ある加害少年は、友人を暴行して逮捕された後、安永氏にこう言ったという。

「なんで俺、捕まったん。犯罪やったん。俺、小学校の頃から同じことしよった。いじめって言われて、ごめんって言って終わっとった。犯罪やったら、なんでもっと早く教えてくれなかったん。知っとたら、やめられたかもしれんやん」

いじめを「子供同士のこと」として見過ごしてはならない。どこからが謝罪で済む問題で、どこからが犯罪なのか。大人が見極め、子供に教えなければならぬ。

安永氏は、いじめで中学3年生の息子を亡くした母親の手紙も紹介した。

「私には一つだけ、大切な宝物がありました。でも私は、その宝物をなくしてしまいました」

夏休み最後の日、息子は自宅で命を絶った。母親は、亡くなった息子の顔を見て、「親なら気づけ。なぜ僕の苦しみに気づかなかったのか」と責められているように感じたという。

棺に納める直前まで、両親は息子を抱きしめていた。生まれた時、柔らかく温かった体。亡くなった時、冷たく硬くなっていた体。母親は「ごめんね。気づいてあげられなくてごめんね」と謝り続けた。

母親が子供たちに伝えたいことは、ただ一つだった。「いじめで苦しんでいる子供たちに伝えたい。死なないうで。絶対に死なないうで。あなたが死んでしまったら、どんなに悲しむ人があるかを忘れないでください。あなたを必ず守れる人があることを忘れないでください」

そして、いじめをしている子供たちにはこう訴えた。「いじめほど恐ろしいものはありません。いじめほど悲しいものはありません」

この手紙を聞いた子供たちは涙を流すという。被害を受けている子も、加害をしている子も、傍観していた子も、それぞれの胸に受け止める。「どんな説教よりも、当事者の声が子供たちの心を揺さぶります。被害者にも加害者にもなりたくない。その抑止力になるんです」

非行は子供たちのSOS

最後に安永氏は、家庭内の暴力、虐待について語った。少年院に入っている子供たちの多くが、虐待、いじめ、性暴力などの被害経験を持っている。被害を受けた子がすべて加害者になるわけではない。だが、被害に気づいてもらえず、助けてもらえなかった時、被害者が加害者になってしまうことがある。「盗みも、暴力も、売春も、薬物も、子供たちの非行は大人へのサインです。気づいてほしい。手を差し伸べてほしい。止めてほしい。助けてほしい。そのSOSなんです」

子供たちを見る時に大切なのは、「問題を起こす子供」という視点ではない。「問題を抱えている子供」として見ることで安永氏は言う。

「困った子ではありません。困っている子なんです。非行少年は、不幸少年です。この一文字の違いの意味と重みを知らなければ、更生支援はできません」

もちろん、いけないことには厳正に対処する必要がある。犯罪行為であれば検挙も必要であり、それが立ち直りの機会になることもある。しかし、それだけでは足りない。

安永氏は、子供を支えるために「三本の矢」が必要だと語った。一本目は、厳正な指導。二本目は、心の奥に封じ込められてきた悲しみや怒り、寂しさに寄り添う共感。そして三本目は、その子を苦しめて

いる虐待、貧困、差別、障害などの問題を、関係機関が連携して解決すること。

「一本でも欠けたら、子供は立ち直れません」

少年院の子供たちから届いた手紙には、大人に求めていることが書かれていた。

「心配してくれてありがとう。話を聞いてくれてありがとう。味方でいてくれてありがとう。明るい笑顔でいてくれてありがとう。こんな僕を信じてくれてありがとう」

出会で未来は変えられる。安永氏は、そのことを何度も強調した。

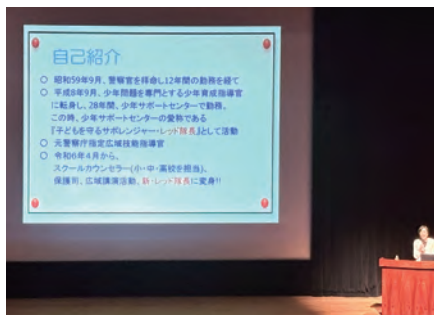
「あなたが動かなければ、何も変わらない。けれども、あなたが動けば、何かが変わるかもしれない」

講演の結びに、安永氏は会場に向けて呼びかけた。「私たちが守りたいものは、大切な我が子や家族、そしてこの町の安全と安心です。どうか、この町を守る皆さんのその手を、子供たちにも差し伸べてください。共に守り続けていきましょう」

犯罪や暴力団を生まない社会は、子供たちを孤立させない社会でもある。家庭、学校、地域、警察、福祉がそれぞれの立場で子供のSOSに気づき、居場所をつくり、手を差し伸べること。その一つ一つが、暴力団排除の入口対策であり、子供の命と未来を守る力になる。

講演は、会場に深い余韻を残して終了した。

講演ポイント



講演会場

- 1 非行や犯罪は子どもからのSOS
- 2 「困った子」ではなく「困っている子」として見る
- 3 居場所を失った子どもが犯罪や暴力団に流れる
- 4 子どもを支える「三本の矢」が必要
(厳正な指導・共感・関係機関の連携)
- 5 暴力団排除の原点は子どもたちの未来を守ること



暮らしを支える企業からのメッセージをご紹介します。

CSV × DX 実現に向けた「SAFE TOWN」の取り組みについて

— データドリブンによる地域価値創出モデル —

あいおいニッセイ同和損害保険株式会社

全国暴力追放運動推進センターならびに各都道府県センターの皆さまには、平素より地域社会の安全・安心の実現に向け、多大なるご尽力を賜っておりますことに深く敬意を表します。

当社では、CSV (Creating Shared Value) と DX を融合させ、事業活動そのものを通じた社会課題解決に取り組んでおります。単なるデジタル化や効率化ではなく、データを社会インフラとして活用し、地域社会に新たな価値を創出することを目指しております。その中核となる取組が「SAFE TOWN」です。

「SAFE TOWN」は、交通安全、環境、防災・減災、地域コミュニティ形成など、多面的な地域課題の解決を図る地域共創型コンソーシアムです。個社単独で完結する取組ではなく、自治体、警察、大学、金融機関、地域企業など、多様な主体との連携を通じて、地域全体のレジリエンス向上を目指しています。

例えば交通課題の解決に向けては、車両から取得される運行データを活用しています。急ブレーキ、急加速、速度超過といった運転挙動を分析することで、「事故発生後」の対応ではなく、「事故リスクそのもの」を可視化し、未然防止につなげる点に特徴があります。

当社では現在、累計410億km（2025年9月時点）に及ぶ走行データを蓄積しており、これらのビッグデータを地域単位で分析することで、潜在的な危険地点や交通特性の把握が可能となっています。従来の交通安全対策は、事故統計を基礎とした事後分析型が中心でしたが、今後はリアルタイム性を持つ行動データを活用することで、予兆把握型・未然防止型への転換を図っています。

例えば、通園・通学路における危険挙動データを可視化することで、自治体や教育機関に対し、実効性の高い交通安全施策の立案支援を行っています。これは単なる情報提供ではなく、データを基盤とした政策高度化の一例であると考えています。

また、本取組は環境価値創出にも寄与しています。急加速・急発進の抑制によるエコドライブ推進は、CO2排出量削減につながり、安全性向上と環境負荷低減を同時に実現しています。さらに、各地域で実施している「SAFE TOWN DRIVE」では、参加者の安全運転行動を可視化し、行動変容を促進しています。これは単なる啓発活動ではなく、データを活用した社会実装型の行動科学アプローチとして位置づけています。

今後は、交通分野にとどまらず、防災・減災、高齢者見守り、地域インフラ維持などへ対象領域を拡張し、地域毎の多様な課題解決に多様なパートナーとともに取り組む地域課題解決モデルへ進化させていく考えです。当社は、「SAFE TOWN」を通じ、地域社会の安全・安心に貢献するとともに、官民連携による持続可能な地域価値創出モデルの構築を目指してまいります。

なお、あいおいニッセイ同和損害保険は2027年4月に三井住友海上火災保険と合併し、「三井住友海上あいおい損害保険」に生まれ変わります。

この合併新会社においても「SAFE TOWN」を軸とした取り組みを継続し、一層の成長・発展に努めてまいります。

JR 東日本グループのガバナンス の取組みについて

JR 東日本旅客鉄道株式会社

1 グループガバナンスに関する有識者委員会の 設置と改善策の策定

JR 東日本グループでは、2024年から2025年にかけて、中央省庁等向けの委託事業及び補助金事業に関する不正な人件費請求、鉄道車両整備の輪軸組立作業における圧入力値(検査データ)の不適切な取扱い、独占禁止法に抵触するおそれのある行為に対する公正取引委員会からの警告など、社会の皆様からの信頼を損なう事象を相次いで発生させた。

これをガバナンスの問題ととらえ、経営の信頼を取り戻すべく、2025年7月に、弁護士等の外部有識者3名を招いた「グループ全体のガバナンスの改善と強化に向けた有識者委員会」を設置し、グループ全体のガバナンスについて、社内委員も交えて検証を行った。

検証の過程で実施した社員アンケートから浮かび上がった実態などをふまえ、委員会の報告書では、企業風土の課題、必要な体制・ルールの整備不足、コンプライアンスの主体的な取組み不足など、グループガバナンスに関する課題が指摘された。特に、グループ会社に関しては、「(JR 東日本が親会社として)グループ会社に様々な指示を発するものの、その実施状況のモニタリングや課題改善に十分に取り組めない状況」にあると評されている。また、JR 東日本グループでは、ガバナンス体制構築に向けた様々な取組みをしているものの、必ずしも十分に機能していないという評価を受けた。ひらたく言うと、「うまくやっているつもりだったが、効果は十分でない」ということだろう。

報告書による指摘を真摯に受け止め、2026年3月に、報告書をふまえた改善策を策定し公表した。改善策は、信頼される健全な企業グループを目指し、「健全な企業風土」、「必要な体制・ルール」、「活発なコミュニケーション」の3本柱を軸として、ガバナンス機能の実効性向上に向けて策定している。こ

のうち、「健全な企業風土」に関しては、グループで働くすべての人の共通の価値観となる行動規範の制定のほか、コンプライアンスについて自分事として考える機会づくり、心理的安全性が高い職場づくりやハラスメントの撲滅に取り組んでいくこととしている(改善策の詳細は、2026年3月18日付プレスリリースをご参照いただきたい)。

2 グループ経営ビジョン「勇翔 2034」の達成に 向けて

JR 東日本グループが2025年7月に公表したグループ経営ビジョン「勇翔 2034」では、ステークホルダーの皆様からの「信頼」をすべての事業の基盤と位置付けている。

グループで働くすべての人が、真面目に誠実にインテグリティをもって業務を遂行し、社会の皆様の期待に応え続けることが、「信頼」を得ることにつながる。ガバナンス改善策を実行し、グループ全体のガバナンス・コンプライアンスを強化することで、「勇翔 2034」のもとで新たな事業領域に取り組んでいく基盤を構築していきたい。





不当要求対策というと、法令や社内規程、対応マニュアルの整備がまず語られます。もちろん、それらは組織を守るための重要な基盤です。どのような要求に応じてはならないのか、誰に報告するのか、警察や弁護士、暴追センター等とどう連携するのか。こうした手順を明確にしておくことは欠かせません。

しかし、現場で実際にものをいうのは、マニュアルそのものだけではありません。むしろ重要なのは、そのマニュアルを自分たちの職場に引き寄せ、日頃から確認し、訓練し、いざという時に自然に動ける形にしておくことです。マニュアルは与えられて終わるものではなく、組織の中で使いながら作り上げていくものと言えます。

参考となるひな形や資料は役に立ちます。しかし、本当に現場で使えるものにするためには、自分たちの職場にはどのようなリスクがあるのか、どこに弱点があるのか、誰がどの段階でどう動くのかを、平時から話し合い、確認し、見直していく必要があります。その過程そのものが実践的な研修になります。一度で完璧なものを作る必要はありません。一つひとつ、できるところから改善していく。その積み重ねが、結果として組織の防衛力を高めていきます。

ここで、少し視点を変えてみたいと思います。

『トム・ソーヤーの冒険』で知られるアメリカの作家マーク・トウェインは、晩年の著書『人間とは何か？』の中で、「人間は機械である」という趣旨の考えを述べています。やや刺激的

な表現ですが、これは人間を単なる機械として扱うという意味ではありません。

トウェインが示したのは、人間はその場で自由に判断しているように見えて、実際には過去の経験、習慣、教育、繰り返しによって形づくられた反応に従って動いている、という見方です。

驚いたときに思わず声が出る。危険を感じたときに身体が固まる。人から何かを受け取ると、お返しをしなければならないような気持ちになる。好意を持った相手の言葉を、つい信じてしまう。こうした反応は、その場で一から考えて生まれるものではありません。

近年の脳科学や心理学の知見からも、人は意識的に判断する前に、身体や感情が先に反応する場面があることが指摘されています。例えば、人混みの中で知人の顔を見つけたときや、危険を察知したとき、人は「見つけよう」「避けよう」と考えるより先に視線や身体が動くことがあります。突然大きな音がすると反射的に振り向いたり、熱いものに触れた瞬間に手を引っ込めたりするのも同じです。

つまり人間には、まず反応し、その後で理由を考えるという側面があります。トウェインの言葉は、そのことを100年以上前に鋭く言い表していたとも言えるでしょう。

自転車に乗ることを思い出すと分かりやすいかもしれません。初めはペダルを踏む、バランスを取る、ハンドルを切るという一つひとつの動作に意識を向けます。しかし練習を重ねるうちに、身体は自然に反応するようになります。

車の運転も同じです。初心者のころは、ブレーキ、ミラー確認、車間距離、標識の読み取りに神経を使いますが、経験を積むと、多くの動作はほとんど無意識に処理されるようになります。

スポーツや楽器演奏でも同じことが言えます。打球に反応する選手は、飛んできた球を見てから長々と理屈を組み立てているわけはありません。演奏者も、舞台の上で一音ごとに指の動きを計算しているわけではありません。日々の反復が、瞬間の反応を形づくっているのです。

ここで大切なのは、人間を弱い存在として見ることはありません。むしろ、人間の強さは、反復によって望ましい反応を身につけられる点にあります。最初は意識しなければできなかったことも、繰り返すうちに自然にできるようになる。逆に言えば、平時に一度も口にしたことのない言葉や、確認したことのない手順を、緊迫した場面で突然実行するのは難しいということです。

この考え方を不当要求対応に当てはめると、非常に重要なことが見えてきます。

不当要求の現場では、突然強い言葉をぶつけられたり、判断を急がされたり、長時間にわたって圧力をかけられたりします。そのとき人は、冷静に考えているつもりでも、実際には「早く終わらせたい」「その場を収めたい」という反応を起こしがちです。

その結果、つい譲歩してしまう。曖昧な返答をしてしまう。本来なら組織で対応すべきことを、一人で抱え込んでしまう。

これは意志が弱いからではありません。人間がそういう反応をする存在だからです。

だからこそ重要なのが、日頃からのシミュレーションです。

「こう言われたら、こう答える」

「こういう要求が来たら、所定の報告ラインに乗せる」

「この場面では一人で判断しない」

そうした対応を事前に繰り返し確認しておく。想定問答やロールプレイを通じて、正しい対応を身体に覚えさせておく。

例えば、窓口担当者、上司、総務部門、危機管理部門の間で、どの段階で情報を共有するのかを決めておくだけでも、初動は大きく変わります。録音や記録の方法、面談場所、複数対応の原則、外部機関への相談基準を確認しておけば、担当者は「自分だけで何とかしなければならない」という心理的な圧迫から解放されます。

人間が習慣によって動く存在であるならば、正しい習慣を身につけておくことこそが最大の対策になります。

本番で正しく対応しようとするのではなく、普段から正しく反応できるようにしておく。

不当要求対策の要諦は、まさにそこにあります。

そして、もう一つ大切なことがあります。

問題を一人で抱え込まないことです。

不当要求は個人に向けられているように見えても、本来は組織全体で対応すべき問題です。一人で背負わず、組織で受け止め、組織で立ち向かう。その姿勢を日頃から共有しておくことが、何より重要です。

人は知識どおりには動きません。

普段どおりに動きます。

だからこそ、平時の確認と訓練が組織を守る力になります。不当要求への備えは、危機が起きてから始めるものではなく、日々の積み重ねの中で作られていくものなのです。





あ る 日



相談委員としての所感



(公財)暴力団追放運動推進都民センター

相談委員 尾崎 正憲

昨年の3月末で警視庁を退職して、4月から暴追都民センターでお世話になっております尾崎と申します。

昭和も100年が経過し、今の若い人たちは、Z世代などと言われていますが、私も42年前は新人類と言われました。卒配当時、チンチラシートのスナックへ連れていかれ、こぶしをコロコロ効かせながら得意げに演歌を歌う先輩たちの世界を見て衝撃を受け、演歌を好きになれない私は、兄弟船や霧子のタンゴ世代の要望を無視して、翼の折れたエンジェルを歌ったら「最近の若いもんはなんだ！」的な感じで新人類呼ばわりされたのでした。

かくして新人類と呼ばれた尾崎は還暦となり、警察という厳しい世界から離脱してスキップしながら第二の人生を送ろうと思っていたのに、気が付くと警察から離れられないような職場に就職してしまい、「結構大変だな、まいったなこりゃ!」と思っていたのですが、弁当の買い出しや、ゴミ捨て等の部屋住み生活をしているうちに、あっという間に1年が経過して何とか仕事に慣れました。良かったのは、結構細かい仕事が多く、エクセルなども活用して、自ら動いて仕事するのでボケなくていいという所です。

今回、全国センターへの投稿にあたり、各県先輩方が過去に書いたものを拝見しましたら、皆さんすごく熱い思いで仕事に取り組まれ、感動のエピソードもあり、薄っぺらな第二の人生をひた走る新人類の私としては、この1年間で披露できる話は何も無いので凍り付きました。

しかし、ここで虚勢を張っても仕方ないので、この1年間で私が経験した暴追都民センターの相談業務を、ありのままにご紹介します。

東京なので照会件数は多く、私だけでも担当する企業を76社持っていますが、情報提供基準について個別案件ごとに検討しながら、慎重に対応しています。照会件数は年々減っています。

電話相談は心の相談者が多く、暴力団は、こういった人達の頭の中にも現れて電磁波攻撃をしかけているようです。対処不能な相談なので、参ったなと思いつつも、一緒にセンターに入った同期生が、こういった人達の相談にも耳を傾けて聞き、「お母さん!まず動かなきゃ!」などと親身に、かつ力強い指導助言をして感謝されたりしているのを見て見習っております。

たまに元暴力団員から電話があっても、社会生活への不満や愚痴を聞いてほしいようで、時には腹の立つことも言われますが、じっと我慢して話を聞いて激励の言葉をかけています。

そんな日々の中、第二の人生を甘く考えていた私の心を動かしたのは民暴の弁護士さんや協賛企業の方々でした。

民暴の弁護士さんは熱い思いで被害者救済に力を入れており、適格団体訴訟では様々な知恵をいただきながら事務所の使用差止を実現していただき、代表者責任訴訟や、最近は匿流グループによる犯罪の民事訴訟も含めて次から次へと被害者の金銭的な被害回復に向けた民事訴訟案件を持ち込んでくれ、刑事責任の先にある民事責任の追及で、被害者の無念を晴らしてくれています。我々が現役時代に踏み込めなかった民事の世界はここまでできるのか?と、その見事な手法には頭が下がるばかりです。

協賛企業の方々には、当センターの制度以外でも、元暴力団員や犯罪歴のある人の社会復帰のための受け入れをしている所が多く、昨年も就労支援をした際に、支援者の健康状態等、細かい点に配慮しながら面倒を見ていただきました。また、新規に協賛企業を希望して加盟した会社も1社あり、こうした人々の姿勢と接して、私は深く感銘を受けました。

新人類と言われた私ですが、この1年の経験をもとに、これからも情報提供基準は規定要綱に則り厳しく慎重に、相談電話には真摯に対応し、就労支援や被害者救済の民事訴訟支援には、積極的に警察や民暴の弁護士さん、協賛企業の方々と協力体制を取りながら、前を向いて頑張っていこうと思っています。

暴力団離脱支援と相談員の使命



(公財)暴力団追放兵庫県民センター

相談委員 西岡 秀明

私は、兵庫県警察を退職後、神戸市役所生活保護課での勤務を経て、令和6年4月から暴力団追放兵庫県民センターの相談員となり、現在に至っております。

兵庫センターは、他都道府県の暴追センターに比べて大変珍しい体制で構成されており、県警本部内に所在する事務所において、専務理事を筆頭に、兵庫県職員(事務局長)、神戸市職員(広報相談課長)、県警暴力団対策課員3名(次長、業務課長、業務係長)の計5名が派遣専従、更にプロパー職員1名(総務課員)、私を含む相談員2名の総勢9名体制で、暴力団等の追放活動に従事しています。

現在、兵庫センターは、通常業務に加えて特に、①不当要求防止責任者講習を含む不当要求対策講義、②中高生を対象とした暴力団を始めとする犯罪集団の影響排除活動、③適格センター訴訟に力を入れています。

これらの対応に追われ、複数の職員が不在になることは日常茶飯事です。

その中で、私は主に、暴力相談業務を始め、金融機関や企業等からの属性照会、不当要求防止責任者講習のサポート、法人賛助会員への訪問活動、暴力団員の離脱就労支援等の業務に従事しています。

これまで相談員として活動してきた中で、一番印象に残っている出来事を紹介します。

ある日、私は、現役の暴力団組員からの電話で、離脱に関する相談を受理しました。

その内容は「若中として組事務所で住み込みをしていたが、もう辞めたくて、近くの神社に逃げ

隠れて暴追センターに電話をしている。組員に見付かれれば半殺しの目に遭うかもしれないが、縁を切られた親と復縁し、正業に就いて真面目に生きたい。上手く離脱するにはどうしたらいいのか。」というものでした。

私はこの相談を一旦受理した後、センター内で情報共有を行いました。

すると、対象組員の現状把握、度重なる電話折衝、県警暴力団対策課との連携、必要な手配等が瞬く間に進んでいきました。

そして、その日の晩に、何とか本人を確保することができたのです。

住み込みの若中がいきなり組事務所を空けるわけですから、報復の可能性は容易に想像がつきますし、本人自身もさぞ怖かったことと思います。

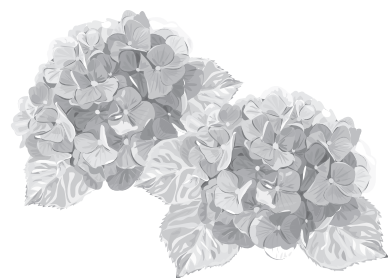
でも、最終的に組からの離脱に成功したのです。

残念ながら就労までは繋がりませんでした。私が取り扱うこのような相談一つで、暴力団組織の切り崩しが現に行われることを目の当たりにし、身が引き締まる想いがしました。

また、センターと県警の立ち上がり、組織力に、警察OBでありながら改めて感銘を受けた出来事でもありました。

私は、相談を受理する際、相手の立場に立った誠実な対応に心掛けておりますが、本来業務である暴力相談については、その道のプロである自覚を持ち、誰からも信頼される相談員でありたいと考えています。

暴力団等のいない安全で平穏な兵庫県の実現を目指し、住民、警察、民暴弁護士等とスクラムを組んで、積極的に業務に取り組む所存であります。





センターだより

》東|西|南|北

プロスポーツチームと連携した 広報啓発活動

(公財) 栃木県暴力追放県民センター

当センターでは、令和5年度から、栃木県をホームとするプロスポーツチームと連携した広報啓発活動を行っております。

初回となる令和5年度は、野球のBCリーグに参加する「栃木ゴールデンブレーブス」、続いて令和6、7年度は、バスケットボールのBリーグに参加する「宇都宮ブレックス」、そして令和8年度は、アジアリーグアイスホッケーに参加する「H.C. 栃木日光アイスバックス」と連携した広報啓発活動を展開し、今年度で4年目を迎えました。

これらのスポーツチームは、異なるジャンルではありますが、これまでに優勝や上位の成績を有するチームで、県民ばかりでなく全国のファンからも広く親しまれ、高い知名度を誇っております。

地元プロスポーツチームとのコラボは、チームの知名度の高さから県民の関心も高く、当センターでは「暴力団追放三不運動+1」を中心とした広報啓発活動を展開し、県民の暴力団排除意識の高揚を図っておりますので、この場をお借りして活動内容をご紹介します。

1 ポスター・クリアファイルの作成・配布

各チームから選手の写真データの提供を受けて、啓発用ポスターとクリアファイルを作成し、当センターの賛助会員をはじめ、関係機関や各種イベントにて配布しております。

2 ラッピングバスの運行

主に県都宇都宮市内を走行する路線バスに上記ポスターをベースとしたデザインのラッピング広告をバスの側面に施し、当該バスを目にした県民等に暴力団追放について視覚的に強く訴えております。



H.C. 栃木日光アイスバックス」と
コラボしたクリアファイル



「宇都宮ブレックス」とコラボした
ラッピングバス

長野県暴力追放県民センターの 活動状況～広報啓発イベントの紹介～

(公財) 長野県暴力追放県民センター

1 大相撲巡業「長野場所」における広報啓発活動の展開

令和8年4月5日(日)、長野市の「ビッグハット」で開催された大相撲春巡業「長野場所」において、来場者に対する広報啓発活動を実施しました。当日は好天にも恵まれ、5,500人の観衆が詰めかける盛況となりました。

当センターでは、県警による警備活動と連携し、日本相撲協会の協力を得て会場内に「安全・安心広報啓発ブース」を設置し、地元出身の御嶽海関に「暴力追放」のたすきを着用していただき、特殊詐欺被害防止や自転車の安全利用と併せ、暴力団排除の徹底を呼びかけました。また、エントランスホールやビロティ等において、警察官と当センター職員が共同で、来場者の約半数にあたる約2,500人に対し広報グッズを配布し、県民の防犯意識高揚を図りました。

2 第33回暴力追放長野県民大会の開催一初伊那谷(飯田市)開催を実現一

令和7年10月28日(火)、飯田市において「第33回暴力追放長野県民大会」を開催しました。本大会は、広大な県土を有する本県の特性を考慮し、主要4地区(長野・松本・上田・諏訪)の輪番制をとっていますが、今回は初の試みとして南信地域の飯田市での開催を実現しました。

中京圏に隣接する飯田市の地域情勢を踏まえ、第2部の基調講演では、民事介入暴力のエキスパートである宇都木寧弁護士(愛知県弁護士会所属)を講師としてお招きし、「匿名・流動型犯罪グループ～見えない暴力団」と題し、伊那谷地方における暴力団情勢や特殊詐欺に加え、昨今全国的な課題となっている「トクリュウ」の実態や特徴について、専門的知見に基づく示唆に富む講演をいただきました。初開催となった飯田地区においても、地元住民をはじめ多くの皆様にご参加いただき、地域一体となった暴力追放運動の機運を一段と高めることができました。



現状に対応できる規程の整備について

(公財) 京都府暴力追放運動推進センター

「暴力団員及びこれに準ずる者並びに準暴力団及びその他の犯罪集団(以下「暴力団員等」という。))」。当センターは令和7年11月14日から定款第3条目的に規定した「不当な行為」の主体を、「暴力団員」から「暴力団員等」に改正・施行しました。当センターに先駆け、全国の一部のセンターが不当な行為の主体を「暴力団員等」として定款を改正していましたが、当センターの場合、当初、同様の定款改正を考えていませんでした。

しかし、準暴力団や匿名・流動型犯罪グループ等の新たな犯罪集団による組織的かつ巧妙化している犯罪が深刻化している情勢を直視すれば、不当な行為の主体を暴力団員に限定せず、「暴力団員及びこれに準ずる者並びに準暴力団及びその他の犯罪集団」に拡大し、総称して「暴力団員等」とすることは、不当な行為の防止及びこれによる被害の救援を図ることを目的とする当センターにとって必要不可欠と判断しました。

定款で不当な行為の主体を暴力団員等と明記することに伴い、関係規程の改正を検討しました結果、暴力団関連の訴訟支援に尽力している京都府警察等の現状を鑑み、貸付金限度額を100万円から1,000万円に増額すること、支援金限度額を5万円から特に必要な場合は上限額を超える支給を行うことが可能にすること、貸付金限度額増額に伴い積立金限度額を500万円から2,000万円に増額すること、以上3点につき規程を改正することとしたのです。

これら関係規程の一部改正を議案とし、臨時理事会・臨時評議員会に提出、承認決議を受けて改正・施行するに至りましたが、今後も現状に対応できる規程の整備に努めていきたいと考えています。



暴排施策「こいのぼりプロジェクトじゃ県！」の実施

(公財) 岡山県暴力追放運動推進センター

当センターの賛助員との協働による暴排施策をご紹介します。

岡山西警察署では、令和8年4月22日、管内の岡山西暴力追放推進協議会等と協働の上、警察署庁舎正面に鯉のぼりと暴力団排除標語等の懸垂幕4張りを掲げ、広く県民に「暴力団の排除」「匿名・流動型犯罪グループの撲滅」「特殊詐欺の根絶」などと呼び掛けました。

また、管内の保育園児等約90名を招待して、ミニ鯉のぼりをプレゼントするとともに、童謡「こいのぼり」を合唱するなどしてイベントを盛り上げました。

鯉のぼりのレンタル業者及び設置・撤去業者は、いずれも当センターの賛助員であり、平素から率先して暴力団排除活動を推進している企業です。

懸垂幕の標語は、岡山県の方言を交えたもので、

「暴力団いらん県」

「トクリュウゆるさん県」

「みんなで詐欺を許さん県」

「自転車も交通ルール守る県」

と掲載されています。

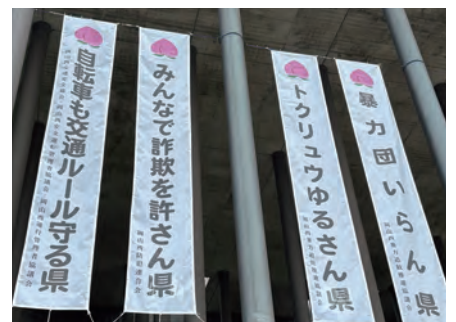
最近では、屋根より高い鯉のぼりを見かけることもなくなりましたが、参加した保育園児等は、全長6メートルもある鯉のぼりに大喜びの様子でした。

このプロジェクトの模様は、新聞・テレビ等で大きく報道されたほか、鯉のぼりと懸垂幕は、ゴールデンウィークを挟んで約1か月間掲げられ、岡山西警察署は山陽新幹線からも見えるため、大きな広報効果があったものと認められます。

当センターでは、今後とも県下の暴力追放団体や賛助員等と連携して、暴力追放活動に取り組んでまいります。



鯉のぼり (集合写真)



鯉のぼり (懸垂幕)

県民一体で暴力排除へ —第16回徳島県民大会開催

(公財) 徳島県暴力追放県民センター

令和7年10月29日(水)、あわぎんホール(徳島県郷土文化会館、徳島市)において、当センターと徳島県警察との共催により、「第16回暴力追放徳島県民大会」を開催しました。県民大会は3年ぶりの開催で、当日は主催側の徳島県警察本部長をはじめ、来賓として、徳島県知事、徳島県議会議長、徳島県公安委員長、徳島県弁護士会民暴委員長等を迎え、また、広く県民の方々や、県内の各企業、地域暴力団排除組織関係者等に参加を呼びかけたところ約400名の参加をいただき開会しました。第1部では、警察本部長の挨拶、県知事等の来賓祝辞をいただき、続いて、暴力追放功労者表彰を暴排団体に、さらに感謝状を社会復帰協賛企業、民暴委員の先生等に対して行いました。大会宣言では、新しい試みとして、青少年に対する暴排教育の観点から、地元高校生5人により「暴力排除宣言」3ない運動+1+「不審なアルバイトに応募しない」「怪しいと感じたら警察に相談する」を力強く宣言していただきました。第2部では、特別講演「暴力団対策の過去と現在」と題し、現第一東京弁護士会所属で、過去に徳島県警捜査第二課長の経歴を持ち、福岡県、大阪府警本部長を歴任され、福岡県警時代には特定危険指定暴力団の工藤会の壊滅に向け陣頭指揮をとられた樋口真人弁護士による、徳島県警時代に暴力団取締りに携わった経験談から、工藤会壊滅作戦までの事件指揮まで生々しい迫力のある講演をしていただきました。第3部では、県警音楽隊による記念演奏会を行い、最新の楽曲から親しみやすい演歌までメドレー的に演奏していただき、楽曲間においてはカラーガードによる「暴力団排除」と「特殊詐欺撲滅」に関する広報アナウンスをするなど、盛況のうちに本大会を終えました。



間違ったら、戻ればいい

～離脱・就労に関する動画を作成～

(公財) 福岡県暴力追放運動推進センター

知らない街を歩いていて、道が分からなくなって不安になった経験をどなたもお持ちだと思います。

「そんな時は、分かるところまで戻ればいい」と言いますが、当事者になるとなかなかその勇気が出ませんよね。

進みたい道を探して、脇道に入ってさらに迷ってしまい、諦めて出発点に戻ったときには、気力、体力を使い果たし後悔の念に苛まれた経験、ありますよね。

街歩きであれば、地図や標識、スマホのアプリなどを頼りに探すこともできますが、人生においてはそうはいきません。

子供のころは、親、学校の先生が道標になってくれますが、大人になると自分の判断で道を探さなければなりません。

「誤った道に迷い込み、気づいた時には暴力団組員になっていた」そんな人達に手を差し延べられないかとの思いから、離脱・就労事業の一環としてショート動画を作成しました。

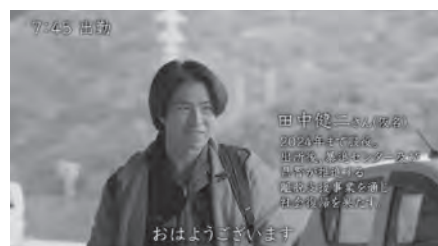
これまで、離脱・就労の働きかけは、自ら申出る者のほかは事件関係者、受刑者が中心でした。

しかし、我々が直接離脱を働きかけることができない、活動中の組員の中にも「辞めたい」「やり直したい」と考えている者も少なからずいるはずです。

動画の「離脱編」はSF調に、「就労編」はドキュメンタリー調にし、YouTubeに配信することとしました。

この動画を見た組員が、やり直し、間違った道を正す勇気を振り絞って、当センターの門を叩いてくれることを期待しているところです。

当センターのHPで、是非一度ご覧ください。



暴力団離脱動画「就労編」



暴力団離脱動画「離脱編」

鬼ヶ島征伐 裏話

～地獄の周バイト～

作:ベンジャミン寺門



作者紹介:ベンジャミン寺門のペンネームで SNS に
オリジナル漫画を投稿している元茨城県警察署長

都道府県センター紹介

(公財)青森県暴力追放県民センター

所在地 〒030-0801
青森市新町2丁目2番7号青森みちのく銀行新町ビル4階
電話 017-723-8930 FAX 017-723-8931
業務時間 毎週月～金(祝祭日を除く) 8:30～17:00

1 センター概況

当センターは、暴対法が施行された平成4年に「財団法人青森県民会議」の名称で設立され、平成22年に公益法人化され「公益財団法人青森県暴力追放県民センター」と名称変更し、さらに平成25年に適格センターとして認定され現在に至っております。

事務所は、県庁、合同庁舎、青森県警察本部等が建ち並ぶ青森市内中心部に位置しております。

2 職員紹介(常勤4人)

事務局長～ 本年3月青森県警察官を定年退職し4月から新たに勤務。強行犯、鑑識が長く、強面ながらも人情味あふれる職員。

経理課長～ 当センターの紅一点。経理を的確適正にこなす茶道にも精通する大和なでしこ。同人が淹れるお茶は来客から好評。

事業課長～ 主として不当要求防止責任者講習を担当。津軽弁をこよなく愛し正統派津軽弁を流暢に話す。谷村新司の弾き語りは最高。

専務理事～ 優秀なスタッフに支えられながら仕事をこなす。理事長、副理事長との関係性は抜群。

3 終わりに

今春から新体制となり、今後も「暴力のない安全で住みよい青森県の実現」のため、職員一同決意を新たにしました。



写真は事業課長

(公財)岩手県暴力団追放推進センター

所在地 〒020-0022
岩手県盛岡市大通1-2-1 岩手県産業会館2階
電話 019-624-8930 FAX 019-656-0886
業務時間 毎週月～金(祝祭日を除く) 9:00～16:00

岩手センターの現状と今後の活動

公益財団法人岩手県暴力団追放推進センターは、県都盛岡市の中心街(官庁街)にある岩手県産業会館2階に事務所を構えております。

常勤勤務員は、専務理事、企画課長、相談課長そして、本年4月に新たに迎えた経理課長の4名です。

当センターでは、ここしばらく特異な活動事例はなく、県内の暴力団の現状としては全国同様、減少傾向にあり、昨年末で、暴力団事務所6カ所、暴力団数は約60名となっています。

そのような中、センターでは、市民生活を脅かす「トク・リュウ」の根絶、暴力団組織の資金源となる特殊詐欺の被害防止に警察本部と連携を図り、あらゆる媒体を活用した広報活動を展開すると共に、日々新しい発想を練り、効果的な諸活動を模索しております。

また、本年度から不当要求防止責任者講習会の実施計画を見直し、効率的かつ有効性のある講習会の開催に力を入れて行きたいと考えています。

この掲載文を作成している私は、昨年4月から当センターのお世話になって1年しか経っておらず、全国のセンターの皆様へは、各種施策等に関する問い合わせや照会等でお世話になることがあるかと思いますが、その節はよろしくお願いいたします。

最後に、ご存じの方が多いと思いますが、盛岡三大麺の「わんこそば」、「じゃじゃめん」、そして「盛岡冷麺」は当センターの近くにも名店があります。

盛岡にお越しになる予定があるときは、ご案内いたしますので、是非お声かけください。



編集メモ

☆ 今号では、第98回民事介入暴力対策鹿児島大会の様態を特集しました。関係機関の連携の重要性が改めて確認される大会となりました。今後も暴力団排除活動の推進に向け、各地の取組をお届けしてまいります。

☆ 猛暑のニュースが続く中、熱中症への注意喚起を目にする機会も増えました。特に最近、若い世代でも体調を崩すケースが少なくないそうです。「まだ大丈夫」と無理をせず、周囲でも声を掛け合いながら、この夏を元気に乗り切っていきたいものです。

☆ 栃木県で発生した強盗殺人事件では、知人関係をきっかけに若者が犯罪に関与していったとされ、大きな社会問題となっています。SNSだけでなく、日常の人間関係の中にも危険が潜んでいることを感じさせる事件でした。地域や家庭での見守りの大切さ、入口暴排の重要型を改めて考えさせられます。

☆ 最近、「8050問題」や長期ひきこもりに関する報道を目にする機会が増えました。背景は家庭ごとに様々ですが、共通して感じるのは、「孤立」が長く続くほど状況が深刻化しやすいということです。誰にも相談できず、社会との接点を失っていくことの怖さを改めて考えさせられます。だからこそ、地域の中に「気に掛け合える関係」があることの大切さを感じます。

☆ 30年前の新聞記事を読み返すと、当時の人たちが、環境問題や社会保障の将来に真剣に向き合っていたことが伝わってきます。もちろん、現在の私たちから見れば、「もっとこうできたのではないか」と思う部分もあります。しかし、その時代の中で悩み、考え、行動していたこと自体には、学ぶべきものがあるように感じます。民俗学者・宮本常一氏は、「あたにかい否定」という言葉を残しています。過去を否定する時も、そこにあった誠実さまで切り捨ててはならない、という意味です。私たちの仕事もまた、将来から振り返られる日が来るのかもしれない。完璧な答えを残すことはできなくても、その時代なりに真剣に考え、より良い社会を目指していた——そう思ってもらえるよう、一つ一つの取組を積み重ねていきたいと思っています。

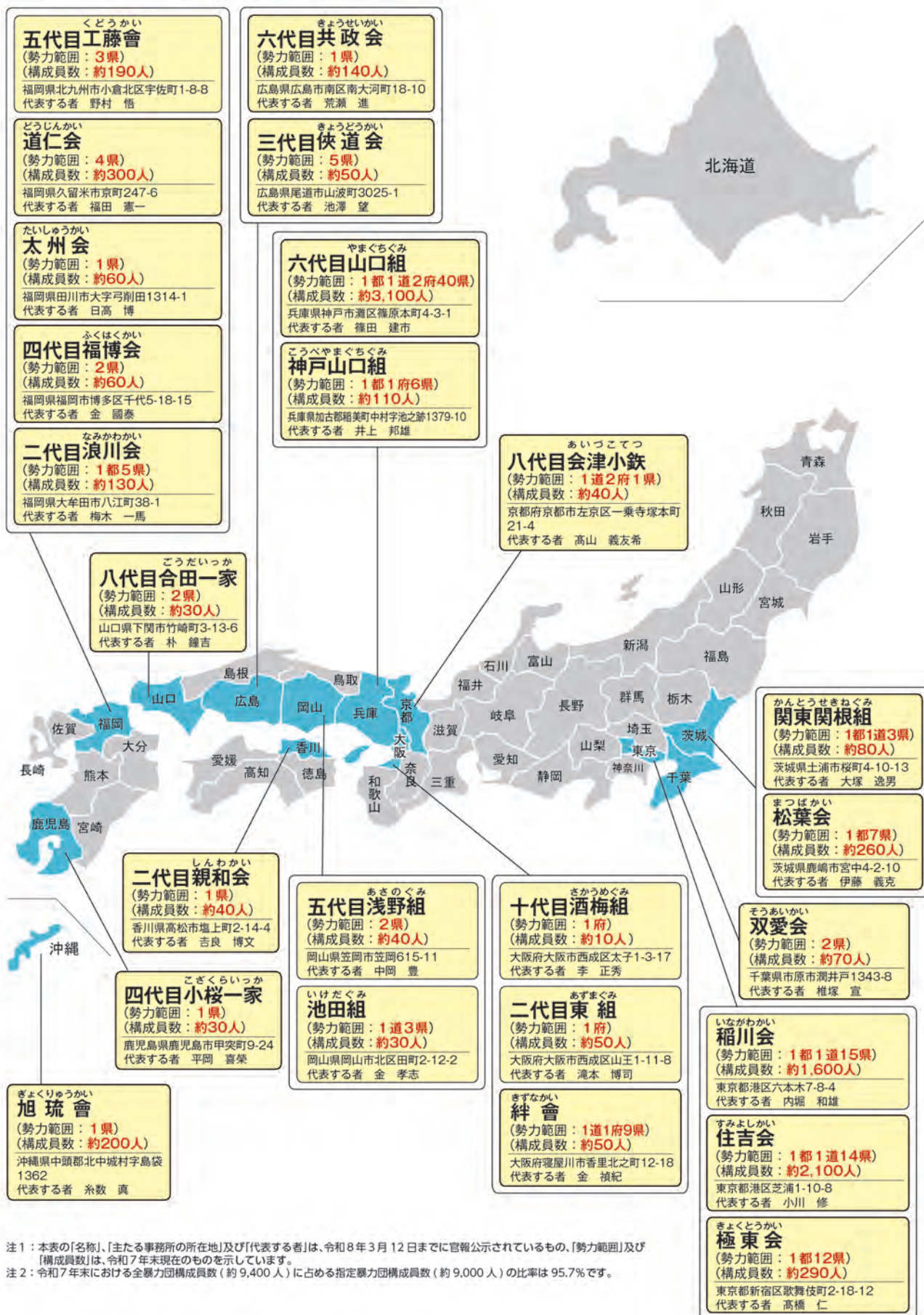
☆ 本号から、「全国センターだより」の表紙デザインを一新しました。

より親しみやすく、手に取っていただきやすい誌面を目指し、これまでの雰囲気大切にしながら、表現や構成を見直しております。暴力団情勢や不当要求をめぐる環境は、時代とともに変化を続けています。その中で、本誌もまた、必要な情報を分かりやすくお届けできるよう、少しずつ工夫を重ねてまいります。今後とも、「全国センターだより」をよろしくお願いいたします。

指定暴力団の状況

(令和7年末現在)

■ 指定暴力団分布図 (25 団体)



注1：本表の「名称」、「主たる事務所の所在地」及び「代表する者」は、令和8年3月12日までに官報公示されているもの、「勢力範囲」及び「構成員数」は、令和7年末現在のものを示しています。

注2：令和7年末における全暴力団構成員数（約9,400人）に占める指定暴力団構成員数（約9,000人）の比率は95.7%です。

暴力団相談電話一覧表

※2026年4月1日 現在

都道府県	暴追センター		警察本部
	名 称	電話番号	電話番号
北海道	北海道暴力追放センター	011-271-5982	011-222-0200
青森	青森県暴力追放県民センター	017-723-8930	#9110
岩手	岩手県暴力団追放推進センター	019-624-8930	#9110
宮城	宮城県暴力団追放推進センター	022-215-5050	022-222-8930
秋田	秋田県暴力追放運動推進センター	018-824-8989	#9110
山形	山形県暴力追放運動推進センター	023-633-8930	023-622-4525
福島	福島県暴力追放運動推進センター	024-572-6960	#9110
茨城	茨城県暴力追放推進センター	029-228-0893	029-301-0110
栃木	栃木県暴力追放県民センター	028-627-2600	#9110
群馬	群馬県暴力追放運動推進センター	027-254-1100	027-223-9386
埼玉	埼玉県暴力追放・薬物乱用防止センター	048-834-2140	048-832-0110
千葉	千葉県暴力追放運動推進センター	043-254-8930	043-201-0110
東京	暴力団追放運動推進都民センター	03-3291-8930	03-3580-2222
神奈川	神奈川県暴力追放推進センター	045-201-8930	0120-79-7049
新潟	新潟県暴力追放運動推進センター	025-281-8930	#9110
山梨	山梨県暴力追放運動推進センター	055-227-5420	#9110
長野	長野県暴力追放県民センター	026-235-2140	026-235-1224
静岡	静岡県暴力追放運動推進センター	054-283-8930	054-254-8930
富山	富山県暴力追放運動推進センター	076-421-8930	076-442-0110
石川	石川県暴力追放運動推進センター	076-247-8930	#9110
福井	福井県暴力追放センター	0776-28-1700	0776-21-4110
岐阜	岐阜県暴力追放推進センター	058-277-1613	058-271-2424
愛知	愛知県暴力追放運動推進センター	052-883-3110	052-951-7700
三重	暴力追放三重県民センター	059-229-2140	059-228-8704

都道府県	暴追センター		警察本部
	名 称	電話番号	電話番号
滋賀	滋賀県暴力団追放推進センター	077-525-8930	077-527-2140
京都	京都府暴力追放運動推進センター	075-451-8930	075-451-6888
大阪	大阪府暴力追放推進センター	06-6946-8930	06-6941-1166
兵庫	暴力団追放兵庫県民センター	078-362-8930	0120-20-8930
奈良	奈良県暴力団追放県民センター	0742-24-8374	0742-25-0110
和歌山	和歌山県暴力追放県民センター	073-422-8930	073-423-0110
鳥取	鳥取県暴力追放センター	0857-21-6413	0857-27-9110
島根	島根県暴力追放県民センター	0852-21-8938	0852-21-9302
岡山	岡山県暴力追放運動推進センター	086-233-2140	086-233-8930
広島	暴力追放広島県民会議	082-228-5050	082-228-0110
山口	山口県暴力追放運動推進センター	083-923-8930	083-928-8704
徳島	徳島県暴力追放県民センター	088-677-8930	088-626-0110
香川	香川県暴力追放運動推進センター	087-837-8889	087-831-8930
愛媛	愛媛県暴力追放推進センター	089-932-8930	089-931-9110
高知	暴力追放高知県民センター	088-871-0002	088-822-8930
福岡	福岡県暴力追放運動推進センター	092-651-8938	092-622-0704
佐賀	佐賀県暴力追放運動推進センター	0952-23-9110	0952-24-0110
長崎	長崎県暴力追放運動推進センター	095-825-0893	0120-110874
熊本	熊本県暴力追放運動推進センター	096-382-0333	096-381-0110
大分	大分県暴力追放運動推進センター	097-538-4704	097-537-3110
宮崎	宮崎県暴力追放センター	0985-31-0893	0985-27-7110
鹿児島	鹿児島県暴力追放運動推進センター	099-224-8601	099-206-0110
沖縄	暴力団追放沖縄県民会議	098-858-8930	098-862-0007

賛助会員を募集しています

都道府県暴力追放運動推進センターでは、暴力追放運動を推進するために「賛助会員」を募集しています。個人・団体・企業等、多くの皆様のご入会をお待ちしています。

特典 1

公益財団法人の認定及び税額控除制度の適用を受けており、税制上の優遇措置を受けられます。

特典 2

会員証等の交付、機関誌等の各種資料の提供、暴排ステッカー等の配付を行います。

「入会手続き」等、詳しくは都道府県暴力追放運動推進センターのホームページや電話でお問い合わせください。



全国暴力追放運動推進センター

〒113-0033 東京都文京区本郷三丁目 38 番 1 号 本郷信徳ビル 6 階
TEL 03-3868-0247 FAX 03-3868-0257

HP▼

